

くらしでんき料金表
[低圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SB パワー)

令和 5 年 6 月 1 日実施

SB パワー株式会社

くらしでんき 料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま	1
2	料金表等の変更	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道電力エリアの場合の電気料金	1
	(1) 従量電灯 B.....	1
	(2) 従量電灯 C.....	2
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	2
	(1) 従量電灯 B.....	2
	(2) 従量電灯 C.....	3
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	3
	(1) 従量電灯 B.....	3
	(2) 従量電灯 C.....	4
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	4
	(1) 従量電灯 B.....	4
	(2) 従量電灯 C.....	5
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	5
	従量電灯 A.....	5
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	従量電灯 A.....	6
10	四国電力エリアの場合の電気料金.....	6
	従量電灯 A.....	6
11	九州電力エリアの場合の電気料金.....	6
	(1) 従量電灯 B.....	6
	(2) 従量電灯 C.....	7
12	沖縄電力エリアの場合の電気料金.....	7
	従量電灯.....	7
13	解約事務手数料.....	7
14	請求書発行手数料.....	8
15	燃料費調整.....	8
16	その他.....	9
附	則.....	1

くらしでんき 料金表 [低圧]

1 対象となるお客さま

このくらしでんき料金表 [低圧] (以下「このくらし料金表」といいます。) は、電気需給約款 [低圧] (以下「需給約款」といいます。) が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、このくらし料金表を変更する場合には、需給約款第 2 条 (需給条件の変更) を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このくらし料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のくらし料金表または需給約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

このくらし料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	340円00銭 (374円00銭)
契約電流 15 アンペア	510円00銭 (561円00銭)
契約電流 20 アンペア	680円00銭 (748円00銭)
契約電流 30 アンペア	1,020円00銭 (1,122円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,360円00銭 (1,496円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,700円00銭 (1,870円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,040円00銭 (2,244円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円90銭 (35円08銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	36円80銭 (40円47銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	39円25銭 (43円17銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	367円00銭 (403円70銭)
---------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	340円00銭 (374円00銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円90銭 (35円08銭)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	36円80銭 (40円47銭)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	39円25銭 (43円17銭)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	336円00銭 (369円60銭)
契約電流15アンペア	504円00銭 (554円40銭)
契約電流20アンペア	672円00銭 (739円20銭)
契約電流30アンペア	1,008円00銭 (1,108円80銭)
契約電流40アンペア	1,344円00銭 (1,478円40銭)
契約電流50アンペア	1,680円00銭 (1,848円00銭)
契約電流60アンペア	2,016円00銭 (2,217円60銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26円74銭 (29円41銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円15銭 (35円36銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円90銭 (38円38銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	326円90銭 (359円58銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336円00銭 (369円60銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26円74銭 (29円41銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円15銭 (35円36銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円90銭 (38円38銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	268円40銭 (295円24銭)
契約電流15アンペア	402円60銭 (442円86銭)
契約電流20アンペア	536円80銭 (590円48銭)
契約電流30アンペア	805円20銭 (885円72銭)
契約電流40アンペア	1,073円60銭 (1,180円96銭)
契約電流50アンペア	1,342円00銭 (1,476円20銭)
契約電流60アンペア	1,610円40銭 (1,771円44銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円00銭 (29円70銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円28銭 (35円50銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円14銭 (38円65銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	292円20銭 (321円42銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	268円40銭 (295円24銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27円00銭 (29円70銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円28銭 (35円50銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円14銭 (38円65銭)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	270円00銭 (297円00銭)
契約電流15アンペア	405円00銭 (445円50銭)
契約電流20アンペア	540円00銭 (594円00銭)
契約電流30アンペア	810円00銭 (891円00銭)
契約電流40アンペア	1,080円00銭 (1,188円00銭)
契約電流50アンペア	1,350円00銭 (1,485円00銭)
契約電流60アンペア	1,620円00銭 (1,782円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円20銭 (21円11銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円75銭 (25円02銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円83銭 (27円31銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	241 円 88 銭 (266 円 06 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	270 円 00 銭 (297 円 00 銭)
-------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円20銭 (21円11銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円75銭 (25円02銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円83銭 (27円31銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	394円01銭 (433円41銭)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭 (20円10銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円67銭 (24円93銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円79銭 (27円26銭)

9 中国電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	647円89銭 (712円67銭)
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	29円55銭 (32円50銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円84銭 (38円32銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円95銭 (39円54銭)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606円37銭 (667円00銭)
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	27円60銭 (30円35銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円88銭 (36円16銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35円23銭 (38円75銭)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	287円50銭 (316円24銭)
契約電流 15 アンペア	431円25銭 (474円36銭)
契約電流 20 アンペア	575円00銭 (632円48銭)
契約電流 30 アンペア	862円50銭 (948円72銭)
契約電流 40 アンペア	1,150円00銭 (1,264円96銭)
契約電流 50 アンペア	1,437円50銭 (1,581円20銭)
契約電流 60 アンペア	1,725円00銭 (1,897円44銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円45銭 (18円09銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円06銭 (23円16銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円21銭 (25円53銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	303円88銭 (334円26銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	287円50銭 (316円24銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円45銭 (18円09銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円06銭 (23円16銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円21銭 (25円53銭)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

従量電灯

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	582円50銭 (640円75銭)
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	36円06銭 (39円66銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円22銭 (44円24銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円10銭 (45円21銭)

13 解約事務手数料

需給約款第43条(解約事務手数料の申受け)に該当する場合の解約事務手数料は、次の金額といたします。

1需給契約につき	500円00銭 (550円00銭)
----------	-------------------

14 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該請求書発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

請求書 1 通につき	100 円 00 銭 (110 円 00 銭)
------------	-------------------------

15 燃料費調整

需給約款別表 2 (燃料費調整) における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付 表〕

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1 キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格
北海道電力エリア	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘 (3 円 18 銭 5 厘)	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		

	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘 (1 銭 7 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81,500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		
沖縄電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	2 銭 6 厘 (26 銭 4 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整は、本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

16 そ の 他

このくらし料金表において定義のない言葉の意味およびこのくらし料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

このくらし料金表は、令和5年6月1日から実施いたします。

令和5年6月1日

 SB Power

東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 中野 明彦
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕